

仕事にも多大な影響を与える花粉症

◆約半数の人が花粉症

日本経済新聞が調査会社(マイボイスコム)を通じて行った「花粉症」に関する調査(20~60歳代の男女1,000人が対象)の結果によれば、花粉症に「かかったことがある」人は47%、「かかったことがない」人は53%とのことです。花粉症にかかっている人のうち、約半数の人は「10年以上前から」花粉症の症状があるとのことです。

◆花粉症への対策は?

花粉症対策を「している」と回答した人が76%、「していない」と回答した人が24%でした。対策費用としては「1,000円以上5,000円未満」の人が最多(51%)でした。

過去に行った治療・予防の対策(複数回答)については、上位から多い順に「マスクをする」(74%)、「市販の薬を使う」(57%)、「うがいをする」(54%)、「通院する」(51%)との結果でした。

ただ、30歳代男性で「何も対策をしていない」人は30%以上もいました。

◆花粉症で何が困るか?

「花粉症にかかって何が

困るか」という質問(複数回答)に対しては、以下の回答結果となりました。

- (1) 仕事に身が入らない(61%)
- (2) イライラする(43%)
- (3) 気分がふさぐ(41%)
- (4) 疲れやすくなる(33%)
- (5) 睡眠不足になる(28%)

◆企業の生産活動にも大きな影響

上記の結果から見ると、もはや「たかが花粉症」とは言えず、花粉症患者の仕事のパフォーマンスが落ちることは、企業にとっても大きな損失と言えるでしょう。

年金保険料「免除・猶予制度」の活用

◆保険料の納付率は過去最低に

2009年度における国民年金保険料の納付率が59.8%と、過去最低となりました。

◆滞納者は増加傾向に

国民年金は、すべての国民が加入することが義務付けられた年金制度であるにもかかわらず、滞納者は増加傾向にあります。これは年金制度への「不信感」や「不安感」が増したことに加え、正社員と比べ所

得の低いパートタイム労働者が増えたことも一因とされています。

また、大学生の就職内定率が改善されなければ、パート社員やアルバイトとして働く若者が増え、未納者はますます増える可能性があります。

◆将来確実に受け取るために

「所得が少なくなった」という理由で国民年金保険料を納められなくなった人には、免除や猶予の制度が設けられています。

年齢に関係なく所得の低い人が利用でき、免除額が所得基準に応じて変わる「免除制度」、そして、20歳以上の学生が利用できる「学生納付特例制度」、2005年4月に10年間の時限措置として導入された「若年者納付猶予制度」です。

これらの制度には、所得基準などが設けられているため、利用するには自分が対象となり得るかの確認が必要です。

◆書類1枚で大きな差が

免除や猶予の制度を利用する利点は2つあります。1つは障害年金や遺族年金の受給資格期間に算入されるという点です。

例えば、全額免除を受けていれば、ケガや病気で障害者になったり、死亡したりした場合でも、障害年金を本人が受け取れたり、残された配偶者や子供が遺族年金を受け取れたりします。

もう1つは、老齢年金の受給資格期間に算入されるという点です。老齢年金は国民年金に原則25年間加入していないと受給できません。未納状態が長く続いている人は将来年金を受け取れなくなりますので、免除や猶予の制度を利用して、保険料未納期間をなくす必要があります。

□■ 最近の動き

□■□■□■□■□■

●介護サービス利用料の支払いを猶予(3月17日)

厚生労働省は、地震により自宅の全壊など著しい財産の損害や収入の減少を被った人について、介護サービス利用料の支払いを5月分まで猶予する方針を明らかにした。

●大卒者の就職内定率が過去最低の77.4%(3月18日)

厚生労働省・文部科学省は、今春卒業予定の大学

生の就職内定率(2月1日時点)が77.4%(前年同期比2.6ポイント減)だったと発表した。調査開始の1999年度以降過去最低。

●身分証明書なくても住民票を発行(3月22日)

総務省は、震災により身分証明書(運転免許証や健康保険証など)をなくした被災者に対し、生年月日などを口頭で示すことなどにより住民票を発行する方針を決定し、各自治体に通知を行った。

●岩手、宮城、福島 of 労働局に労働相談が8,000件以上(3月31日)

厚生労働省は、震災で大きな被害を受けた岩手、宮城、福島 of 労働局管内の労働基準監督署やハローワークに、労働相談が少なくとも8,000件以上(3月30日時点)寄せられていると発表した。内容は解雇、失業、賃金、休業手当等。

●「専業主婦年金」救済策を了承 年金回復委(3月31日)

厚生労働省の年金記録回復委員会は、「専業主婦年金」の問題に関して、「運用3号」に代わる国民年金法改正による新たな救済策に大筋で了承したことがわかった。未納期間をカラ期間として扱うこととし、特例納付を実施して過去の保険料を2年以上遡って支払えるようにする内容。

4月の税務と労務の手続 [提出先・納付先]

- 10日
 - 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付[郵便局または銀行]
 - 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>[公共職業安定所]
- 15日
 - 給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出<4月1日現在>[市区町村]
- 30日
 - 公益法人等の道府県民税・市町村民税均等割申告・納付[都道府県・市区町村]
 - 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、1月~3月分>[労働基準監督署]
 - 健保・厚年保険料の納付[郵便局または銀行]

当事務所より一言

国民年金の未納率はますます大きな社会問題となってきました。私共は今までの状況については把握していましたが、6割を切った事に関してはショックがあまりにも大きいです。政府には、納付率が上がるような効率的な仕組みづくりを期待したいものです。

また、転職であればほとんど関係はありませんが、現在在籍している会社を退職した後の国民年金への切り替えは、個人が手続きをすることになります。「うっかり」して忘れていた、なんてことにならないよう注意が必要です。